

苫小牧市民自治推進会議（平成28年度第2回）会議録

開催日時 平成29年2月13日（月）午後6時30分～午後7時45分
開催場所 苫小牧市役所9階 93会議室
出席委員 谷岡会長、小山田副会長、川島委員、喜多委員、栗山委員、水口委員、
山田委員
欠席委員 佐藤委員、志方委員、山本委員
事務局 市民自治推進課長（中村）、市民自治推進課長補佐（永井）
市民自治推進課主査（吉田）
説明員 行政監理室行革主幹（茶谷）、行政監理室主査（川本）
報道機関 苫小牧民報社
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（中村市民自治推進課長） 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきます。本日は、佐藤委員、志方委員、山本委員は欠席ということで御連絡がありましたので、御報告をさせていただきます。それでは、谷岡会長よろしくお願いたします。

●谷岡会長 どうも皆さん、お集まりをいただきましてありがとうございます。第2回苫小牧市民自治推進会議をただ今から開催をしたいと思います。今日の議題としましては、1番目にありますように「公共サービス市民提案制度について」と、2番目の「企業とのパートナーシップについて」御意見を承りたいと考えております。では、座って議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、会議次第により、(1)公共サービス市民提案制度について事務局から説明をお願いたします。

2 会議

(1) 公共サービス市民提案制度について

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい、それでは皆様に配布しております次第の次に付いておりますカラーになっている資料の「～協働によるまちづくり～公共サービス市民提案制度【概略版】」を御覧ください。こちらの資料にあります公共サービス市民提案制度については、行政監理室と市民自治推進課で検討を進めておりますので、今回は行政監理室の茶谷行革主幹と川本主査に同席いただいております。

資料の説明については、行政監理室からさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○説明員（川本行政監理室主査） では、改めまして、総務部行政監理室の川本と申します。本日はよろしくお願いたします。それでは、行政監理室と市民自治推進課で検討を進めている「公共サービス市民提案制度」について説明させていただきます。すいません、ここからは、着席して説明させていただきます。

カラーの横版の資料1ページを御覧願います。まず、この制度の目的でございます。本

市は、これまで「行政改革」の観点から、行政主導により様々な公共サービスの民間委託を進めてまいりました。

一方で、これからの公共サービスは、「協働によるまちづくり」の観点から、民間の主体と行政とが対等な立場で担っていくことが求められております。この「公共サービス市民提案制度」は、本市で実施している全ての事業と事業に係る費用を公表し、民間事業者や町内会、NPO法人、市民団体等からの創意工夫を凝らした提案を基に、より効率的で、より市民サービスの向上につながる業務委託や民営化を進めるものでございます。

次に制度の概要でございます。この制度では、市が既の実施している既存事業への提案に加え、市民ニーズを捉えた新たな事業の提案も募集しようと考えております。これら二つの市民からの提案を基に事業を実施することで、「協働によるまちづくり」の実現を目指すものでございます。

資料2ページを御覧願います。2ページ上段の図は、この制度の流れ、スケジュールのイメージでございます。まず、年度当初の市が実施する全ての事業内容と決算ベースの費用、事業担当課などが分かるリストを公表し、併せて新規事業の提案についてもこの時期から受付を開始します。民間事業者等からの問い合わせにつきましては、受付の窓口を一本化し、事業担当課と調整して回答していきます。6月頃には提案書を提出してもらい、受理、不受理を決定します。提案内容を見て、例えば法的に市が実施することが不可能なもの、実現性が極めて低いと判断されるような提案については、ここで不受理とすることを考えております。

受理した提案書については、その後、提案者である民間事業者と事業担当課において事業の具体的な内容を協議していき、より詳細な事業計画書を提出してもらいます。その後、10月頃に審査委員会を開催いたします。この審査委員会にて提案内容を評価し、採択、不採択を決定することになります。審査委員については、市と外部の有識者を含めて5名程度を考えております。この審査委員会では、まず、事業担当課から事業の目的や現状を説明してもらい、次に提案者からのプレゼンテーションを実施。提案内容についての質疑を行い、評価していく流れを想定しております。ここで決定する採択・不採択の結果については、後日、提案者に通知することになります。

ここでの評価基準としては、サービスの向上、コストの縮減、提案者の実現性、公益性、協働性などの観点にて評価してもらうことを考えております。その後、市では、事業に係る予算措置をして、予算案可決後に事業実施の決定を提案者に通知いたします。提案者と契約を結び、翌年度の4月から事業を開始するという流れで考えております。

資料3ページをお願いいたします。最後にこの提案型の委託制度を既の実施している先進市の状況でございますが、千葉県我孫子市では、ファイリングシステムの維持管理、暮らしの便利手帳の作成、庁舎や公園の維持管理、高齢者ごみ出し支援ふれあい収集、しあわせパパママ教室などの委託実績がございます。兵庫県尼崎市では環境オープンカレッジ推進事業、小学生向けのごみ減量、リサイクル啓発事業など、大阪府八尾市では介護保険や国民健康保険、高齢者医療の窓口業務の委託などがございます。

現在、本市で制度を実施するに当たっては、公表する事業リストの内容ですとか、提案者との契約の手法ですとか、新規の事業提案に関する予算ですとか、いろいろな課題が考えられます。今後も引き続き検討を進め、より多くの提案をいただけるような制度設計をしていきたいと考えております。

以上で「公共サービス市民提案制度」の説明を終わります。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。その他、別に事務局の方ではありませんか。追加することは、いいですか。はい、分かりました。

それでは、各委員から御質問や感想等があればお伺いをしたいと思いますので、一人ずつお伺いしてよろしいですか。小山田副会長から何か御意見お願いします。

●小山田副会長 はい。以前、もう1年ちょっとくらい前でしたっけ、あの、一度ペーパーで今のところ「市民参加」っていうことでやられてて、もっと高いレベルのところまで「市民参画」というのがありますよっていう話をさせていただいて、まさしくこの中身そのものなんですね。わざわざこのぐらいの間に準備をされていたのか、それとももう延々と何か下準備はされてましたか。

○説明員（茶谷行政監理室行革主幹） 最初にこの検討を始めたのが昨年、一昨年に、我孫子市さんですか、こういった市民自治の一環でこういう市民から提案を受けての委託制度をやっているという情報を受けまして、まあ、一度、検討してみようかという話になりまして、一昨年、実はこの3市、我孫子市さんと尼崎市さんと八尾市さんに視察をしてきております。

そして、可能性があるだろうということで、昨年作った、あの、我々が作っている行政改革プランというものがあるんですけども、その中に協働によるまちづくりっていう大きなテーマ、柱が一つありまして、その中の取組の一つとしてこれを入れております。それ以降、その我々、行革担当と市民自治推進課の方で、まあ、こういった仕組みを不定期に検討を重ねてきたところでございます。

●小山田副会長 はい、ありがとうございます。非常にね、難易度の高いところで、前もちょっとお話したんですが、二つの側面があって。一つはいわゆる自治体の行政の専権事項のところまでオープンにしながら、事業の予算もやりますよね。それは、ものすごく手間の掛かることなんで、よくこの期間で準備をされたなど。素晴らしいことだと思います。

もう1点はですね、それを応えるっていうか、市民のIQをどのくらい上げていけるかっていう両面にかかわってるんですよ。先進市は、もう、そういうものもいろいろあったと思うんですけど、やらなければいけないことがたくさん出てくるとは思いますけれども、是非とも実現に向けて進めていただければと思います。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。次、栗山さんお願いします。

●栗山委員 非常に積極的な提案で、素晴らしいなというふうに思いました。で、まあ、問題は、あの、落としどころをどこら辺までにするかっていうのが重要なと思いますね。問題はそのコアになる部分、それから準コアになる部分。どこら辺まで行政が責任を持って、あと、手足の部分をごとまでこういうNGOとかそういうところに落としていくのかという話だと思います。

そこら辺を間違えると逆に未熟なサービスになってしまうので、そこら辺をまず、きちっとチェックする必要があるかなというふうに思います。あと、今、小山田さんがおっしゃったように市民のIQが非常に重要だと思うんですよ。ですから、まあ、一時、横浜の人が言ってたんですけど、やっぱり未熟な市民参加は逆に市民サービスの低下になるっていうお話がありましたんで、そこら辺をどのレベルを保つのかっていうことも一つ提案制度の中でやっぱり重視していくべきかなというふうに思います。以上です。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。喜多さん。

●喜多委員 はい、ちょっと、今見てて、提案型公共サービスということで、ちょっと違いが分からない部分があるんですけども。（資料の）6番、先進市の事例で、例えばですね、街路樹の維持管理だとか公園維持管理で、まあ、保健センターとかいろいろあるんですけども、こういったものって、今でも既存の企業さんが参加をして維持管理というのはやっていると思うんですけども。これと、ここで言っている提案型公共サービスとの違いが、私、すいません、よく分からないので、これは一体どういう違いがここにはあるのかということをちょっとすいません、未熟なので教えていただけたらと思います。

○説明員（茶谷行政監理室行革主幹） はい、6番の先進市の事例に載せているのはですね、まあ、例えば今、お話のあった公園の維持管理ですとか、こういうのを我孫子市さんでは当時、あの直営でやっていたと。そういうものを、まあ、直営でいくらのコストを掛けてやっていたというものを公表します。そして、民間の方から、「直営でそんなにお金を掛けてやっているのか。」と。「私のところであれば、このぐらいのコストで、もっとこんなうまいやり方をしてできますよ。」という提案を受けます。そういうふうにして、ここに載せている事業については、全て直営でやっていた、市役所が直営でやっていたということです。

●喜多委員 直営が前提ということですね。

○説明員（茶谷行政監理室行革主幹） はい。今度はそれを「私のところでできますよ。」と手を挙げて、そこをお願いしたというものです。

●喜多委員 分かりました。ということは、あの、あれですね、飽くまで市で直営的なものを民営にする部分の事業をリストで公表して、その中から参加をいただくというのが前提ということなんですね。

○説明員（茶谷行政監理室行革主幹） そうですね、まあ、1ページ目の2番で制度の概要というふうなのがありますけども、①、②というのが書いてあって①が既存事業。これは市が今、直営でやっている事業を公表すると。それで、まあ、これまでは民間委託ですとか、民間移譲というのは行政の一方的な判断で「これは民間に委託します。」というのを決めてたんですけども、今後はその、民間の方が、「それはうちでもできますよ。」という提案ですね。こういったものを協働の観点からこういった委託の仕方もあるだろうということです。それで②の方は全く市でやっていない事業なんですけども、こういったものを「もっとこういう事業も私どもできますよ。」とかっていう提案があれば、それも検討してみましようというものの二本立ての制度にしようかというふうに考えております。

●喜多委員 ありがとうございます。

●谷岡会長 いいですか、では、山田さん。

●山田委員 はい、まあ、制度の流れなど1年、2年ぐらいの流れですね。ざっと御説明いただきましたけど、まあ、概要はなんとなくイメージ的にぼんやりと分かったかなという感じがするんですが、なかなか中を詰めていって実際にどういうことが行われるかっていうのは、正直ちょっとよく分からない気がしますし、先ほど喜多さんも言われてましたけど、今までとの違いっていうのも、今、直営からみたいな話もありましたし、新規事業

というの分かるんですけど、どういうことが実際に行われるかっていうのが、いまいちちょっと。どこまでできて、どこまでできない。できないこと、公表されないことなのか、線引きがあるのかないのかとか。

あとですね、民間事業者に委託、民間事業者が手を挙げた場合ですね、そのときのメリット、デメリットみたいなものもきつと出てくるのではないかなという。まあ、心配ばかりしてはあれなんでしょうけど、そういうこともはっきり見えてこない、分からないというのが率直な感想かなと思いました。

まあ、公共の事業を民間事業者が受けるということは、それなりの、まあ、メリットとデメリット、リスクもきつとあるでしょうから、そこら辺の、その、具体的なことっていうのかな、実際に動き始めて分かることがすごくあるんじゃないかと。ごめんなさい、私、概要しか分からないものですから、はっきりしたことは言えないんですが、イメージ的には本当に大丈夫なのかなという不安がよぎりました。率直な意見です。

●谷岡会長 はい、よろしいですか、水口さん。

●水口委員 はい、私もあまり理解を全部はしていませんけれども、既存事業者への提案っていうのと新規事業者への提案っていうのがあるんですけども、これは、あの、何ていうんですか、我々なら極端に、個人的に考えると、「我々ならこういうこと、市でやることでできますよ。」って手挙げ方式でやっていいのかわ、それともまた、市役所がこういうようなことを人件費このくらい掛かってやっていますから、公募で誰かこれ以上安く、多分、安くっていう前提は付くと思うんですけども、「このような形で募集しますけれども、それをやってみませんか。」っていうのだと。

これ見ると、何か市民サービス、役所でやっている市民サービスが全部、これが何ていうんですか、市民ができるっていうような感じもするのですけれども、新規事業の提案でいけば、「これも、これも、これもできますよ。」って。NPOか何か分かりませんが、そういったふうになった場合っていうのは対応っていうのはどうなんでしょうかね。ちょっと疑問に思ったんですが。

○説明員（茶谷行政監理室行革主幹） 我々、これまで経費を節減する。それから、そういったところが中心でこれまで、その、民間にできる、民間に委ねられる部分は民間へという基本的な考え方で、行政主導で民間委託を進めてきたわけなんですけども、行政側が気付かないもの、まだまだ、その民間の考え方、民間の事業者はいろんなノウハウですとか研究、開発をしていますので、そういった観点から「あの、実はできますよ。」っていうのを広く提案を受けたいということで、それが、また、協働の観点からも有効な手法じゃないかといったところで、この制度をやってみようということです。

実は、29年度試行実施ということで考えているんですけども、そこで問題点があれば、また改善が必要かなとは思っているんですけども。広く提案をまずは試してみますね、そこでしっかり提案していただいたものについては、担当課と手を挙げてきた方との協議は非常に大事ななと思っています。民間にお願いしたいはいいいけど、やはり駄目だったということになると、これは市民サービスの低下になってしまいますので、そこは民間の有識者の方も含めた審査会みたいなものを設定して、そこはきちんとした目でですね、決定していく必要はあるかなというふうに考えています。

それで、まあ、実際にこの3市以外にもこの事業を進めているところもあるんですけども、かなり。まあ、我孫子市さんなんかはこのようにいろんな事業が民間事業者に移っていているということもありますので、ここの我孫子市さんですとか、尼崎市さん。ここ

は市長さんがすごく協働について、市民との協働という観点ですごく進んだ考えを持っているところですね、どんどん、こういうふうに民間と一緒に事業をやっているという観点でやっていますので、こういったところを参考に、何か、その、うまく進めていきたいなというふうに我々も考えているところです。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございました。

●水口委員 そうすると、まあ、あの、審査委員会あるんで、やはりいろいろと、いろんな方面から見て多分、審査して、「私がやります。」って言ったからって、それがすべて受理されるものではないと思うんですけど、意外と市の窓口なんかはそうやってやるとどこの課にもまたがって、「全部、私たちができます。」っていうと、市の職員がそのところから居なくてもいいんじゃないかなっていう。極端な話をすればね。それが、経費節減になるのかもしれないけれども、市民サービスからいったらまた、それを審査するって思うんですけども。その辺は、どうなんですかね。これ、やるとすごく、提案したことっていうのは多岐に渡ってあるような感じがするんですけど。

○事務局（中村市民自治推進課長） あの、山田委員と水口委員からのいろいろな御指摘があったんですけども、まず、全ての事業を受注しうる余地はあるんですけども、現実的な問題を言いますと、担当課さんとその民間事業者さん、民間事業者さんはどういう事業をやりたいのかっていうことと、それを確認する担当課の作業が発生してくるわけです。そこで、「この辺りならできるよね。」「できないよね。」っていう話を具体的にまず、ヒアリングといいますか、面接等々の中で確認をしていくっていうのが、その前段階であります。その後に、審査委員会の中で最終的に間違いなく委託できるのかということも含めた中で判断がされますので、まあ、全てではなく、実際にできない事業もあるということが一つあります。

それから、あの、民間事業者にですね、出すことのメリットはあるのかという山田委員さんからの御指摘だったんですが、まず、あの、今は市のセクションが、公のセクションが直営でやっている限りは（市が）困っているわけですから、民間事業者が例えば刺さり込んできてほしいとしても刺さり込めないわけですね。ただ、それについては、今度、渡しますよということになれば、受注機会が増えるということになりますので、それは単純に民間事業者に対してのメリットの一つではあるのかなという感じはしています。

それから、「飽くまでも、安ければいいんだ。」っていうことではなくて、協働の観点からも「市が全てその公の事業を行う。」という考えではなくて、民間事業者、あるいは、その、やりたいと思っている団体さんが、その事業を受けることができるという道が開かれるということに意味があるという制度だと考えております。

●谷岡会長 はい、あとは水口委員、別にないですか。川島委員、お願いします。

●川島委員 公共サービスの市民提案制度っていう考え方ですが、あの、非常にいい、私はアイデアだなというふうに思っています。現在、苫小牧市役所がですね、各課が行っている事業そのものが本当にね、市役所がやるべきものなのか、あるいは、その外部にお願いした方がよりサービスが向上するのか。やはり、あの今、ここでね1回、こう、何らかの機会を作って点検をする。これがまず、一番重要じゃないのかなって。

したがって、今、行っている、こう、事業の予算、それからサービスの内容、こういったものを1回、それぞれ点検をしてですね、この程度、この内容のサービスに対しては、

これぐらいの予算で年間で動いているんだ、こういったいろんな情報がですね、あの、みんなに知れるというのは非常にいいことだろうなと。この中で民間事業者が、「いや、これだったら、私がやりたい。」と。「私が引き受けたいんだ。私の方がもっとより大きなサービスを提供できますよ。」っていうことであればですね、やはりそういったところに業務を委ねるっていうアイデアもですね、あっていいんじゃないかなと。そういうふうに考えています。

ただ、そこでちょっと注意しなければいけないのは、業務を委ねる先がですね、本当にこう、口だけじゃなくて、実績があるのか。これがやっぱり重要な観点だろうと。とにかく知名度アップで「やります、やります。」と引き受けたんだけど、途中で、「やっぱり駄目でした。」「できませんよ。」と、こういうことになってしまうとですね、やはり、あの、逆にマイナスなイメージになってしまうこともあると思うので、そういった意味で事業者を選定するときにはですね、やはり、こう、きちっとした、やりたいという人の事業計画書、そして、ヒアリングを含めたですね、内容の確認。こういった検討っていうのはやっぱり大事になってくるのかなっていうふうに思っています。

で、そういった中で委ねられるものは委ねていくし、同時にできる限り、苫小牧のですね、地元のですね、企業さん、あるいは、この団体さんがですね、やはり、サービスを担っていく主体にですね、なっていけるように。また、なってもらえるような育て方をですね、こういった機会にですね、行っていくという。そういう意味ではですね、大事じゃないかなというふうに考えています。

結果的にやはり、「市役所がやった方がいいですよ。」というものが明らかになれば、一旦、こう民営化というか指定管理者というか、したものを「やはり、改めて市役所が直営でやりましょう。」という議論もですね、当然、あっていいんだろうなと。一度投げたらそれっきりというんではなくて、やっぱりそういう、こう、常にですね、状況を見据えながらですね、一緒にサービス向上のために考えていく機会をですね、作っていくというその姿勢はですね、いいというふうに思います。

まあ、あの、いつも点検をしたりするのは大変かもしれないんですが、やはり新しい試みにはですね、やはり、それなりの努力も必要になってくるのかという気がしていますので、そういったところで、あの、しっかりと中身を取り組んで、そして、市の担当者もですね、結局、今、自分が行っている各課の業務がどのくらいのお金で動いているのかっていう、そういったコスト意識も併せて考えるいい機会になるんじゃないかなというふうな気がしています。

あの、ちょっと長くなってしまいましたけど、アイデアはいいと思います。あの、要望としては、できるだけ、こう、苫小牧市、地元の企業であり、NPOがですね、こういったサービスを提供する側になれるような仕掛けとか、まあ、そういう、こう、まあ、何て言うんでしょうかね、指導なり支援なりそういったものを、こう、併せながらどんどん進めていくという。そういった形でなっただけだとよろしいんじゃないかなというふうに考えています。以上です。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。その他、何か事務局の方ではありませんか。

○事務局（中村市民自治推進課長） 小山田副会長ですね、特にこの制度を導入していくに当たってですね、行政側が制度構築に当たって、留意をしていかなければならないようなポイントとかがございましたら、御教授いただければと思います。

●小山田副会長 結構、いろんな問題が出るんです。あの、例えばね、街路樹とか公園の維持管理。これ、我孫子市さんもやってるけれども、受託する業者がそれだけの一時期に一斉にできる体力があるかどうかという。それで、地域限定にすると、その地域ごとにまた、入札とか出てくるでしょ。だから、行政側がものすごい忙しい目に遭うんですね。

それから、もう一つあったのはね、継続性ですね。その年はやれたんだけど、次の年、その企業がやれないとなると行政側では1回、それを容易に引き上げたりしてるから、またそれを元に戻すっていうのは大変なnですね。ですから、一つはやっぱり規模。

それから継続性。これね、きちっと見ていかないと。せっかくスタートしたんだけど、途中でいくつか帰ってくるということになると大変ですよ。

ただ、いいのはね、例えば広島市なんかだと協同労働っていう動きが出て、いわゆるコミュニティビジネスですね。で、リタイアした人が更に高齢のお家にお伺いして電球1個の取替えとかね、小さい身の回りのこと、細かく困っているものをちゃんとこう補修してあげるっていうのも。8人くらいかな集まって。あの、LLC、協同体を作ってそこに参加するとパススルーの課税って、個人でも法人でもみんなこう納税できるっていう。収益をちゃんと分配できるっていうやり方にして、細かく出資をしてもらってお年寄り集まって会社作っているところあるんですよ。広島市はね、100万円上限にそこへ予算を付けるっていうことをやってます。

ですから、今まで仕事でなかった公園の維持管理だとか街路樹の剪定とか冬囲いとか、そういうのが地域にお金を落とせるっていうようなやり方ができるんです。ただ、先ほど言ったように継続性とか規模の問題あるから、例えば一つの造園業者にぼんと発注すれば一回で済むかもしれないけど、それが地域ごとに手を挙げられると、ものすごい忙しい目に遭う。

ただね、それをやることによって、地域の中でそのビジネスに転換していきながら、こう、育っていくっていう可能性あるから、そうするとね、少しでも。行政がやっている間は税金もらえないけれども、一応でも民間やりだして仕事だったらそこから税金もらえるからね、収益が上がればね。そういうふうに長い目でみると、最初、こう、移行期にうんと気を付けなければならぬのと、二つやっぱり見ていかなきゃならない。そんなとこですね。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。それ以外に何か皆さんありますか。

●水口委員 はい、ちょっと聞きたいんですけども。あの、既存事業への提案ということなんですが、「全ての事業リストを公表し」っていうことなんですが、まだ、全然やってないのにどれくらい想定しているんですかって言っても野暮なんですけど、どのくらいの事業リストっていうのを、募集って言うていいのか、それはどうなんですかね。30ぐらいだとか、そういうのはまだ、全然。

○説明員（川本行政監理室主査） 全てということになると、市の事業って数千っていう単位になります。まあ、その中でも直営で今、行っている事業だとかっていうのを中心に進めていければなとは思っております。

●小山田副会長 なかなかね、数で言われてもねピンとこないと思いますよね。だから、一般会計でそれに公共サービスに使っている事業費が何割くらい占めてて、これにいくらぐらいなると金額と数が分かればね、一つ当たりこのぐらいかなって。トータルの金額を教えてくださいっていいですよ。

○説明員（茶谷行政監理室行革主幹） 我孫子市さんと尼崎市さんは、大体、1,000くらいの記事を公表して、見せて、「どうですか。」っていうふうにやっています。八尾市さんは最初の段階で少し網をかけて可能性のあるものをとということで、絞った上で公表しているところではあります。

●谷岡会長 大体、受注っていうか、発注金額は小さいのでどれくらいかな。

○説明員（茶谷行政監理室行革主幹） 少し事業を多く採択している我孫子市さんでいうと、100万円台の記事から1,000万円弱までの事業ということで、ここに出ているものは委託しているような状況ですね。1,000万円台もありますね。

●谷岡会長 はい、ありがとうございます。あと、何か御質問がなければ、これでよろしいでしょうか。そうしたら、これで(1)の公共サービス市民提案型制度については、終わらせていただきますけど、よろしいですか。どうもありがとうございます。

そうしたら、続きまして会議次第により、「(2) 企業とのパートナーシップについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい、それでは、次のテーマに移る前に行政監理室については、ここで退席させていただきますので、よろしくをお願いします。

(2) 企業とのパートナーシップについて

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、続きまして企業とのパートナーシップについて説明させていただきます。資料の「企業とのパートナーシップについて」を御覧ください。

市民自治のまちづくりを進める上で、企業と協働のまちづくりを行っていくということは重要な取組となりますので、今後、本市における企業とのパートナーシップの在り方を検討していきたいと考えています。そこで、早くから企業との包括連携協定の取組を行っている北海道と札幌市に視察に行ってきたので、その報告と企業とのパートナーシップについての説明をさせていただきたいと思っております。

企業とのパートナーシップは、企業と行政が協定を結び、連携、協力して地域が抱える問題に対して双方の強みを生かして解決していこうというものです。企業と協定を結ぶ自治体は、都道府県から市町村へと広がりを見せており、本市においても、例えば災害時の協力協定、具体的には物資の供給や救護班の派遣、復旧活動の応援などを受けるといった協定を多くの企業や団体と締結している状況にあります。全国でこのような災害時の協定を結ぶという事例は以前から多くありましたが、現在は、複数の政策分野にまたがって連携、協力するといった包括連携協定を結ぶという事例が増えてきています。

企業と協定を結ぶ事例が増えてきた背景として、多様化する市民ニーズに行政だけで対応することが難しくなってきたことや、人口減少、高齢化により税収が伸び悩むといった財政的な問題を自治体が抱えているということがあります。

こうした自治体にとっては、企業の資源やノウハウ、ネットワークを活用し、公共サービスを充実させることができ、企業にとってはCSR活動、社会貢献活動をPRし、企業のイメージアップを図ることができるため、WIN・WINの関係を築けるということが、包括連携協定が広がってきている理由と考えられています。

資料の裏面、2ページ目を御覧ください。北海道と札幌市の包括連携協定の概要ですが、この資料の他にも本日、参考資料として、札幌市と北海道の包括連携協定の関連資料をそれぞれ配布させていただいております。参考資料として配布した右上の方に「札幌市資料1」と記載された資料、それと「北海道資料1」と記載された資料を御覧ください。それぞれの協定の締結先と主な協定内容の一覧となっています。札幌市では、複数の政策分野での連携、協力の他にCSRの実績のある企業を締結先の対象としていることから、大手企業との締結が多くなっています。一方、北海道は、札幌市では締結のない学校法人や金融機関との締結も多くあるという状況でした。

次に、「札幌市資料2」と記載された資料を御覧ください。こちらは札幌市が直近で実際に包括連携協定を締結した協定内容の資料になります。見ていただきますと、大きい4つの分野とそれにぶらさがる具体的な協定内容が書かれています。

札幌市では包括連携協定に関して明文化された実施要綱等はないとのことでしたが、北海道では「北海道と民間企業等との協働に関する提案募集」事業実施要領や要領に基づく事務フロー、これは、資料の「北海道資料2」と「北海道資料3」と書かれた資料になりますが、この要領に基づき包括連携協定を進めているとのことでした。

費用面では、事業の実施に当たり北海道は原則、道の支出を伴わないとしていますが、札幌市では、費用負担については、事案に応じてケースバイケースとのことでした。札幌市の担当者からは、市から支出しないというスタンスを前面に出し過ぎると、企業との信頼関係が損なわれてしまうといったお話がありました。しかし、実際のところパートナー協定を締結した企業が、お金も物も全て出すのが当然といった考え方を持っている市職員もいるため、職員の意識を変えていく必要があるとのことでした。

効果と課題については、北海道も札幌も近い部分がありましたので、まとめて記載させていただきました。効果については、資料に記載のとおり「公共サービスの充実が図られた。」「課題を企業と共有することができた。」「企業と行政の関係性が深まった。」とありますけれど、実際の効果額を把握することが困難ということもあり、効果の評価は正直、難しい面もあるとのことでした。

最後に課題ですが、当初は企業も社会的貢献活動をしたいということで協定を結びますが、ビジネスを優先した考え方になってしまう場合がある。一方で包括協定を結ぶということ自体が、企業利益につながる側面もあり、社会貢献と企業利益につながる活動との線引きが難しいこと。また、「包括協定の締結自体を目的とってしまう企業もいる。」というのは、包括協定を結ぶことで、行政と協定を結んでいるからこの企業は信用できるというある種のお墨付きをもらっているとの見方もできるため、包括協定を締結するまでは、一生懸命にやり、締結後は、なかなか熱心に社会貢献活動をしない企業もいるとのお話がありました。以上が北海道と札幌市の包括連携協定の概要になります。

先ほど少し説明させていただきましたが、本市でも既に、災害時の協力協定をはじめとして各課で個別の分野で企業と協定を結んでいます。各課で協定を締結し、各課のホームページに協定について掲載していることから、市全体の協定状況が分かりづらいという状況となっています。まずは市内各課に調査を行い、本市の協定の実態を把握した上で本市における企業とのパートナーシップの在り方を検討していきたいと考えています。事務局からは以上になります。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。ただ今の説明に関して何か御質問はあるでしょうか。また、順番に川島委員からお願いします。

●川島委員 はい、今、あの、札幌市と北海道の事例がいくつか紹介されたんですが、苫

小牧市においてもですね、もう既にいくつか、例えばその苦小牧埠頭さんですかね、津波がきたときにですね、あそこの何でしたっけ、ハーバービルでしたっけ、忘れちゃいましたけど、まあ、あそこへの避難、誘導をですね積極的に受け入れるだとか、そういうような事柄。

あとは、例えばイオンさんなんかにおいてもですね、最近、とまチョップカードでしたっけ、ああいったところで、いわゆる、いろんな、こう、商業活動の貢献というような、そういった形がいくつか結ばれているのかなというような形で、ちらほら、いくつか事例があるなというふうに思うので、ちょっと苦小牧で現時点で分かっているような、資料っていうんですかね、ああいった参考的な部分っていうのは、今、まとめる最中という、そういう理解ですかね、どんな感じなのかな。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 現在は、その各課でですね、協定を結んで、各課の自分たちのホームページ上で内容を公開しているんですけども、なかなか全体としてですね、一覧表としては、ぱっと見て分かるようなものは、今、現在ないという状況にありますので、そういったものを一度、我々の方でですね整理させていただいてということを経験して考えております。

●川島委員 あと、もう1点いいですか、結局、あの、こういった企業とのパートナーシップ協定、包括協定っていうのを原則、やっぱりどんどん進めるという立場でこれから企業さんにいろんな、こう、要望とか何かを投げかけていくという、そういう、こう、スタンスで考えているっていう、そういう理解でいいですか、そこをちょっと確認したかったんですが。

○事務局（中村市民自治推進課長） 基本的にはそうなんですけれども、まずは実態を、庁内のその個別協定の実態を把握してからでないとですね、それが包括協定に進んでいくのがよいのかどうかという現実的な判断があります。それで、まずは、庁内のその個別協定の締結の状況というものをですね、今後、調査により、把握をしていくと。

それで、まあ、実際に個別とは言っているんだけども包括的なものが結ばれているとか、まあ、その逆もあると思いますので、その状況を見た中でですね、包括協定として結んでいくのが適切だと判断すれば、それを投げかけていくような取組になってくるかと思えます。現時点では、そういう意味では、その方向で進めるということは考えていますが、まずは調査をしてからということになります。

●川島委員 今の関連で、手前味噌にもなりますけど、包括協定はいいんだけど結局、実が動かないというかね、とりあえず協定だけはありますけれども、何かどうやっていいかが分からないんだっていうのがいろんな意味で現状なのかなっていう。ちょっと、そんなところもありますんで、やっぱり、どうやって動かしていくか。そんなところも、やっぱり併せて考えていく必要があるのかなと、ちょっと、そんなふうに思いました。以上です。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。水口委員、お願いします。

●水口委員 新聞なんか「協定しました。」っていう、市長、締結の何か出ているんですけども、これはニーズとしては、企業が「こういったことで市に対して協力できますよ。」って、逆に市から何か事業なり企業に対して「こういったものを協定結びませんか。」っていう流れと、どっちがこれは多いですかね、そういった場合の協定の結ぶ一番最初のきつ

かけ作り。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 札幌市の方に視察に行つてですね、実際に担当者の方からお話を聞いた限りではですね、やはり、あの、近年、企業のCSRの活動ということに高い関心を持っている企業さんがかなり多くいらっしゃるということで、あの、ほとんど企業さんの側から締結についての相談があるというお話がありました。ただ、包括協定を結ぶ前からですね、既に何らかの協力関係ですとか事業で一緒にやったりとか、既にそういった状況がある企業さんに、まあ、声を掛けて、市の方から声を掛けてやる場合もあることはあるというお話でした。

●谷岡会長 はい、よろしいですか。では、山田委員。

●山田委員 本当に最近、社会貢献活動を積極的に行っている企業っていうのは目に付き、それをアピールする、したい企業っていうのはすごく増えてるなというのは実感としてあるんですけど、それをどの程度、程度問題、線引きみたいなものっていうのはすごく難しいことかなとは思いますが、基準みたいなものは話し合い、どうなんですかね。つい使ってしまうじゃないですか、「社会貢献しています。」って。その辺の。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 札幌市の方は基準とかがなくてですね、北海道の方は一定の要領を持っているんですけども、札幌市でいうと基準がないのでですね、その都度、企業さんと協議をした中で決定していくという形になっているんですが、明文化した基準がないんですけども、複数の政策分野にまたがって協定を結べるということと、既にそのCSRの実績のある企業さんっていうものを対象としているということを協議の中で、口頭ではありますけれども、お伝えした中で協定を結んでいくというお話がありましたので、そういう条件を付けてくると、やはり、ある一定の規模の企業と札幌市では結んでいるというような状況がありました。

●山田委員 現実的には社会貢献とビジネスにつなげてしまいがち、だけど、ある程度、基準をクリアしないと決められないという。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 線引きがなかなか非常に難しいというお話がありましたので、社会貢献にも取れるけれども、まあ、一見するとビジネスのようにもなっているという、そこはやはり、その都度、判断に迷う場合がかなりあるというようなことはおっしゃってました。

●谷岡会長 はい、よろしいでしょうか。

●山田委員 市民のためにメリットのあることであれば、歓迎はしたいなというふうに思いました。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。喜多委員、お願いします。

●喜多委員 ちょっと感想しか述べられないかと思って。今、拝見させていただいて、説明を聞いて、一番最初にこの2ページ目の、この効果と課題の部分の部分をずっと読んで、なるほどなと思ったんです。それで、その後この資料1の最初の札幌市の、この企業ってい

うんですか、この協賛っていうか締結した企業を見ていると、ちょっと、こういう企業のイメージアップ効果ということ、公共サービスの充実っていうところ、お互いのWIN・WINという関係はあるのですが、あの、やっぱり企業、この「札幌市資料1」に出てます企業さんを見ると、やっぱり、かなり大手の企業ですよ。

まあ、もちろん当然そうなんですけども、どちらかというパートナーシップなんだけども、地域の企業でなくても全国企業のクラスの人たちとやっているの、こう、市民自治だとか市民参加とか行政サービスというコンセプトの根っこからいくと、こう何か、こう、大手企業しか。僕らみたいな中小企業をやっている人間からすると、「関係ないな。」っていうのがあって、その企業との関連性が例えばここにあります効果で「課題を企業と共有することができた。」って言えますけれども、地元企業とは言い難いかなと。札幌市さんですから、でかいですから、当然そういう感じはあると思うんです。

ただ、これが苫小牧版でやるとなったら、どうなんだろう。こういうスタイルにはなかなか難しい。やっぱり規模が違いますし、当然、札幌であればそういう大きい企業、どっちかっていうと、企業から見たらメリットっていうよりも、「おう、協賛するよ。」って、「港祭りに、あの、寄附するよ。」とか、「券買うよ。」っていうふうにはしか、ごめんなさい。中小企業のあれでやってるからあれなんですけど。そういう感じで、あの、どっちかっていうとCSRという根本や、この持っているコンセプトよりもきつと受ける人は、「なに、協賛すればいいの。したら出すよ。」みたいな感じがあると思うんです。

当然、締結することは動く、動かないは別として行政サービスを充実させる意味では、そういう市民の協力は大事だと思うんですけども、やっぱりちょっと、すごくひっかかる。違和感を感じました。最初の見たこのパートナーシップとか、この最初の文言ですけど、CSRなんですけど、やっぱり市民とのっていう部分でいくと、いや、市民っていうよりは、ちょっと全国規模過ぎませんかというところなんです。だから、課題を共有するとか、そういう本来の目的とは違うかもしれない。一市民の意識っていう部分でいくと、どうでしょうねっていう感想で、ごめんなさい。ちょっと言えないんですけど、そういうふうに思いました。

●谷岡会長 はい、分かりました。栗山さん、お願いします。

●栗山委員 ただ今、事務局の方からお話があったように、例えば役所で賄いきれないような弱点をですね、こういうところで保険をかけておくような形の協定は、やはり必要なというふうに思います。

最初、やっぱり一回、例えば我々のところもそうなんですけど、まあ、研究の協定とか結ぶと、最初、担当者レベルで居るうちはいいんだけど、居なくなったらそれがいつか形骸化されてしまうっていうこともありますんで、そこら辺で、こう、何年間っていうか期限決めてやるとかっていうのも、動かすためには必要なかなというふうに思います。

それと、もう一つは、やはり社会の信用を逆に行政がバックアップ。まあ、行政のお墨付きもらったというような話になって、まあ、目的外の事に使われたら困るということもありますので、今、例えば福祉のまちづくりなんかでも、例えばそういう何ていうんですか、ユニバーサルデザインのお店にはステッカーを貼ったりということをやってますけど、そういうこともあっていいのかなというふうには。今、既存のやつを発展させるような包括協定があってもいいのかなというふうに思います。

まあ、それでとりあえず、現状でどういようなことが行われているのか、当然、洗い出して、弱点を補うようなことを積極的にやってくのは賛成だなというふうに思います。以上です。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。小山田副会長お願いします。

●小山田副会長 札幌市と北海道の事例ですけど、担当課さんがそれぞれあってということで。今ね、各課でやられているのであれば、それがどこかで集約して見れるということで、ちょっと、各課独自の考えがあるので、これをどこかが束ねようとする、また、窮屈なことになってくるので、現実問題、各課さんでやっていくと。

それで、関わり方だけど、課題の中でその、「締結自体が目的。」だとか、「趣旨が失われる。」とか、そういうのであれば、例えば窓口というか、束ねる市民自治推進課さんがやるとするとね、1年間の活動報告を出してもらって、それを付けてあげると、ちゃんと活動しないとはっきり出るでしょ。そういうふうにする、中の質を担保できるんじゃないかなという気がするね。

毎年、こう1年間の活動をね、報告してできたら、表彰でもいいし、そういうお金かからないソフトの表彰状だけ、でも、それちゃんと公表されれば、ものすごいメリットでしょ、企業にとっては。だから、1年ごとで区切って、ちゃんと活動をやってますよっていうのを見せてあげないと、「何でそんなところと提携したの。」って話になってくるんですね。各課が困るから、困る内容にはそうやって束ねながら、ゆるく、ぐっとうつかんでおくといいんじゃないかなというふうに思います。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。それ以外に何かありますか。事務局の方は別にいいですか。

○事務局（中村市民自治推進課長） まず、その、包括協定を念頭には置いて進めることは事実なんですけれども、「包括協定ありき」とは当然、考えておりませんので、本市においてですね、個別の協定がうまく行っている場合であれば、あえてそれを私どもの課で主導してですね、包括に全部引き上げるとかっていうような流れにはなっていきませんので、まずはその辺のことをしっかりと把握した中で判断していきたいと考えています。

●小山田副会長 そうですね。課ごとの独自性をね、活かした方がいいですよ。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。それ以外、なければこの企業とのパートナーシップについては、これで締めてよろしいでしょうか。そうしたら、これで終わらせていただきまして、その他の(3)について、事務局から説明をお願いいたします。

(3) その他

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 次回の推進会議の開催予定についてですが、来月の3月21日の週ですね、第4週目になりますでしょうか。

【委員日程の確認 3月24日を開催予定とすることで委員了承】

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 次回の推進会議の内容なんですけれども、今年度、取組を行っています町内会加入促進のモデル地区への支援。この取組結果について事務局でまとめてさせていただいて、報告書のようなものになるかとは思いますが、事務局案として皆様にお示しして、見ていただきたいと考えております。会議の開催前に事務

局の方から事前に案の方を送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3月31日で現在の委員の皆さんの2年の任期が満了となりますので、一応、次回の推進会議が今期の委員さんの最後の会議となる予定となっていますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

●谷岡会長 はい、どうもありがとうございます。それでは、皆様の御意見、御質問もなければ、これで本日の会議を終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、これで、本日の会議は終了いたします。どうもありがとうございました。

3 閉会